

茨城県企業協働型地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 本県において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知。以下「総務省推進要綱」という。）に基づき、茨城県企業協働型地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(地域協力活動)

第2条 協力隊は、地域力の維持及び強化に資する次の各号に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 県が別途選定する地域おこし協力隊受入企業（以下「受入企業」という。）において実施する、地域における新たな事業の創出や課題解決に資する地域活性化プロジェクトに関する活動
- (2) 前号に掲げる活動及び本県での副業生活の様子に関するSNS等を活用した情報発信
- (3) 前各号に掲げるもののほか、地域力の維持及び強化に資するために必要な活動

(隊員の委嘱)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、別途定める選考要領に基づく手続きを経て知事が委嘱する。

- (1) 総務省推進要綱で定める隊員に該当する者
- (2) 地域の活性化に意欲があり、受入企業とともに積極的に活動できる者
- (3) 心身ともに健康で、誠実に地域協力活動に従事できる者
- (4) その他知事が必要と認める要件を具備する者

2 前項の規定により委嘱された隊員は、速やかに住民票を受入企業との活動に適した県内地域に異動させるものとする。

(隊員の委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、委嘱期間を委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日前の知事が定める日までとすることができる。

2 委嘱期間は、所定の審査を経た上で延長することができる。なお、延長することができる期間は最初の委嘱開始の日から通算して3年までとする。

(委嘱の取消し)

第5条 知事は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくは隊員の義務に違反し、又は活動を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 本人から委嘱の取消しの申出があったとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、隊員として不相当と認める行為があったとき

(隊員の身分及び報償)

第6条 隊員は知事の委嘱を受け、地域協力活動の対価として報償費の支給を受けるものとする。なお、県との雇用契約は存在しないものとする。

2 隊員の報償の額は別途定める。

(秘密の保持)

第7条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。隊員を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。